

東北圏広域地方計画懇談会規約(案)

(名称)

第1条 本懇談会は、東北圏広域地方計画懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、東北圏広域地方計画の策定のための検討において、専門的な見地から意見を述べることを目的とする。

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験を有する者(以下「委員」という。)をもって、構成する。

2 次条に規定する座長が意見を聴くために必要と認めた場合には、委員以外の者を招聘することができる。

3 委員は非常勤とし、その任期は、原則、東北圏広域地方計画が定められた日の属する月の末日までとする。

(座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により、選任する。

3 座長は、懇談会の議長を務め、議事を整理する。

3 座長は、副座長を指名する。

4 副座長は、座長が懇談会に出席できない場合には、その職務を代理する。

(小委員会)

第5条 懇談会は、意見のとりまとめ等を行うため、必要に応じ、小委員会を設置することができる。

2 小委員会には、委員長及び委員を置き、意見のとりまとめを行い、懇談会に報告する。

3 懇談会の座長は、委員長を指名する。

4 委員長は、小委員会の委員を指名する。

5 小委員会の議事への懇談会委員の出席は妨げない。ただし、小委員長が必要と認めた場合には、小委員会委員のみでの議事運営を図ることができる。

(書面による議事)

第6条 座長及び小委員長は、懇談会及び小委員会として意見をとりまとめる必要がある場合において、懇談会及び小委員会を開く余裕のない場合等においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又はその賛否を問い、その結果をもって、懇談会及び小委員会の意見としてのとりまとめに代えることができる。

(議事の公開)

第7条 懇談会は、公開とする。ただし、公開することが適切でないと懇談会が認める場合には、非公開とする。

2 懇談会終了後、速やかに議事要旨を作成し、発言者氏名を除き、会議資料とともに公開する。ただし、公開することが適切でないと懇談会が認める場合には、非公開とする。

3 小委員会は、非公開とする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、東北地方整備局東北圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。